

弔慰見舞金規程

全国サイディング事業協同組合連合会

（目的）

第1条 この規程は、所属員（所属組合）の役員の弔慰に関する事項について定めることを目的とする。

（弔慰金）

第2条 次の弔事があった場合に弔慰金等を給付する。

- （1）所属組合の代表者が死亡した時 10,000 円及び供花
- （2）所属組合の役員が死亡したとき 供花
- （3）委員会メンバーが死亡したとき 供花

（傷病見舞金）

第3条 所属組合の役員が傷病により、入院又は休業した場合に見舞金を給付する。

- （1）傷病によりその療養期間が3カ月以上に及んだとき 10,000 円

（その他）

第4条 その他特に必要と認める場合又はこの基準により難しい場合においては、代表理事がその都度定めるものとする。

2 本規程に基づき金品等を受領したものは、その返礼は行わないものとする。

付則

この規程は、令和7年2月19日から施行する。

令和7年2月19日 理事会決議により制定